

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 28 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

保険医療機関と併設する介護医療院における夜勤職員の員数の算定について

介護医療院における夜勤職員の員数の算定については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 29 号。以下「夜勤告示」という。）により、取り扱っているところである。

保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条による指定を受けた医療機関。以下同じ。）と併設する介護医療院における夜勤職員の員数の算定については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、御了知の上、管内の関係施設に周知をお願いしたい。

記

1 保険医療機関と併設する介護医療院における夜勤職員の員数の算定について

保険医療機関とこれに併設する介護医療院における夜勤職員の員数は、それぞれの人員に関する要件を満たすことが原則である。

しかしながら、保険医療機関が病床の一部を当該保険医療機関に併設する介護医療院に転換させ、かつ、転換後の保険医療機関の病床数及び併設する介護医療院の入所定員（保険医療機関から転換した病床（以下「転換病床」という。）を活用するものに限る。）の合計が転換前の保険医療機関の病床数以下である場合には、実態として、転換後の施設（保険医療機関と介護医療院を併せた全体をいう。以下同じ。）全体の医療と介護の内容は、転換前の保険医療機関の医療と介護の提供の内容を超えないと考えられる。

そのため、適切な医療と介護を提供する観点から、転換後の施設が全体で一体性を確保していると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてを満たすときには、転換後の介護医療院における夜勤職員は必要数が確保されているものとして取り扱うものとする。

- ① 転換前の保険医療機関（病院に限る。以下同じ。）の療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の

2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。)において、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(平成 18 年 4 月 28 日老老発第 0428001 号・保医発第 0428001 号)の第 2 の 2 に定める夜間勤務の体制を採用していること。

- ② 転換前に療養病棟を 2 病棟以下しか持たない保険医療機関であること。
- ③ 転換後の介護医療院の入所定員は転換病床数以下であること。
- ④ 転換後の当該療養病棟に介護保険適用の療養病床を有していないこと。
- ⑤ 転換後の保険医療機関の療養病床数及び介護医療院の入所定員の合計が転換前の保険医療機関の療養病床数以下であること。
- ⑥ 転換後の保険医療機関における夜勤職員の員数と転換後の介護医療院における夜勤職員の員数の合計数が、転換前の保険医療機関における夜勤職員の員数以上であること。
- ⑦ 転換後の当該病棟の医療保険適用の療養病床の夜勤職員との連携が確保されており、介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がないこと。

2 留意点

上記の取扱いは、転換後の介護医療院において夜勤職員の人員数が最低数である 2 名を下回らないよう求められる場合に生じる支障事例に対処するために整理しているものであることに留意されたい。